

感染阻止を最優先する施策求め

教育長あてに 公開質問状を提出



号外でもお知らせしましたように、私たちさいたま市教職員組合は今回、突然のハイブリッド授業の押し付け、に対し、要請書（8月23日）、抗議書（8月25日）を提出しました。

しかし市教委は現場の教職員の声、さらに、我が子を守る保護者、地域

が子を守る保護者、地域

職員はもとより、多くの保護者、市民に対して耳を貸さうとしない市教委に対して、さいたま市教組はハイブリッド授業を見直し、感染対策優先の施策を要求した公開質問状（9月7日）を提出ました。この中で現状の問題点を明らかにし、感染阻止最優先の施策に転換することを求めています。

公開質問状の概要は、以下の通りです。

1 感染対策を保護者に委ね（ハイブリッド授業と称して、家庭の判断で登校か、自宅学習かを選択させた）「学びを止めない」ことを優先したことは誰がいつどのように

2 リモート学習が出席扱いにならない理由。全

3 登校者には感染不安を、リモート者には成績

4 ネット環境のない家庭に対して、この時期までSIMカードや通信費の家庭負担を明確にし

5 夏休み明けのコロナ対策で、「ハイブリッド授業」を除いては、この夏休みに対策を強化した

6 「ハイブリッド授業」を巡っては学校間での対応に温度差があり、例え

7 ワクチン接種、PCR検査と待機期間（家族も含めて）、体調不良、コロナ感染などで教員が出勤できない時の対応、また、感染が広がり休校等の措置をとらなければならなくなつたときの対応について。

8 「ハイブリッド授業」を行つに当たつて、私たちは教職員に2日の準備期間しか与えられなかつたのはなぜか。私たち教職員の働き方を考慮して

いたのか。

公開質問状提出にあたり、私は9月10日までを回答期限として、返答を求めました。しかし

ながら、約束の日を10日も過ぎた9月21日現在、市教委からの回答はありません。私たちには、あれだけの事業をたつたの

2日だけの期間で強引に

教職員・保護者・市民の声とともに

ハイブリッド授業の

問題点の明確化も求める



編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2021.9.21(火)
No. 272

大澤委員長へ、突然の 面会要請

実施させたにもかかわらず、不誠実な対応です。
市教委からの回答が得られ次第、内容をさいた

ま市教組ホームページに掲載しますので、お待ちください。

公開質問状提出の後、

細田教育長から市教組大

澤委員長に対し、突然の

面会要請がありました。

その場では、細田教育

長から今回のハイブリッ

ド授業実施に至るまでの

経緯、突然の運用の際の

現場での混乱、教職員の

負担増に対する謝罪の言

葉が伝えられました。し

かしながら、細田教育長

は市教組の主張であるハ

イブリッド授業の見直し

について、「学びを止

めない」の信念からか、

受け入れる姿勢は見せま

せんでした。

最後に、教育長はメー

ルアドレスが記された名

刺を手渡し、「(みなさ

人の)意見は聞きたい。

このアドレスに送つてほ

しい」と伝えました。議

会があるとのことで、対

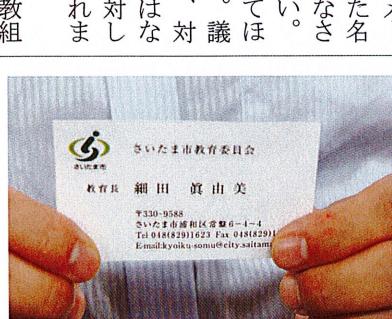
談を組むような姿勢はな

く、市教組委員長に対し

お札を述べて退出されま

した。

私たちさいたま市教組



さいたま市教育委員会
教育長 細田 真由美様

さいたま市教職員組合
執行委員長 大澤 博

新型コロナウイルス感染症防止に係る教育活動および「ハイブリッド授業」導入についての公開質問状

初秋の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。貴職におかれましては、子どもたちの健やかな成長のため教育行政にご尽力されていることに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染症が急拡大するなか、私たちさいたま市教職員組合は8月23日に緊急要請書を提出しました。これに対して、翌24日に教育長から出された指示は、「ハイブリッド授業」を行うと言ふものでした。これは事前に学校現場に全く知らされていなかったことで、その日のうちに学校安心メールで各家庭に一斉に配信されました。教育現場は突然の指示に困惑し対応は困難を極めました。多くの問題があると考えた私たちは、翌25日に抗議書を提出しました。私たちの主張の基本は、分散登校等の措置をとり、学びを緩やかにしてでも、学級の人数を減らし、密を避け、コロナ感染のリスクを極力下げる対策をして学校教育を行ってほしいと言うことであり、たとえオンライン学習を併用するにしても、リスク管理を保護者任せにするのではなく、専門家の意見等に基づいた科学的見地に立って、教育行政の責任でコロナ感染対策をした上で教育活動を行えるようにしてほしいということです。それが、子どもたちに安心・安全の居場所、セイフティーネットとしての学校をつくるという教育行政の責任を果たす事であると考えます。

この間の私たち市教組の一連の行動は新聞等で報道され、多くの教職員や保護者の声が市教組に寄せられました。その中には、「市教委にメールをしても返信がない」「電話をしても満足な回答が得られない」と言って市教組を頼ってきた方もおり、今回の市教委の施策について、多くの市民が注目し説明を求めています。

子どもたちの成長と健やかな発達のため、また、それを願う保護者のため、子どもたちのためにいい仕事をしたいと願う教職員のため、下記の点について質問させていただきますので、誠意ある回答をお願いいたします。

なお回答は文書にて9月10日正午までにお願いいたします。

記

1 私たちは、今回の市教委の施策が、感染症対策を保護者の選択に委ね、感染を自己責任に帰する危険性をはらんだものであるとともに、コロナ感染を広げてしまう恐れがあると考える。市教委は感染を抑える施策をどのように考えているのか。また、子どもたちや教職員のいのちと健康を第一にした施策はできなかったのか。「学びを止めない」ことはいのちを守ることより大切なのか。市教委の見解を求める。

2 私たちに寄せられた保護者の声で最も多かったものは、自宅でのリモート授業を選択した者が出席停止になる事に納得できないというものだった。高校や大学では、リモート授業でも単位が取れ、当然出席扱いになる。義務教育でも福岡市や北九州市は出席扱いとしている。新聞報道によれば、文科省が不登校や長期欠席の場合、一定の要件を満たせば校長判断で「出席」扱いにできるという通知を出しており、同じオンライン授業を受け、不登校扱いは出席、登校自粛は出席停止では保護者の理解を得られないとの理由から、北九州市の担当は「市の子どもは市が責任を持つ」とまで言っている。なぜ、さいたま市は出席扱いにできないのか。

3 成績評価について、オンライン授業参加者をどのように評価するのか。実技教科では対面授業に参加しないと評価が下がるのか。登校者には感染不安をリモート者には成績に反映される不安を与えており。どちらを選んでも不利益を被るような授業体制についてどのように考えているのか。また、参加の判断と責任を家庭に押しつけたことによる保護者の苦悩や迷いをどのように考えているのか。

4 ネット環境のない家庭に対して、この時期までSIMカードや通信費の家庭負担を明確にしなかったのはなぜか。また、公教育にもかかわらずこのような家庭負担を強いることについてどう考えているのか。

5 夏休み明けのコロナ対策で、「ハイブリッド授業」を除いては、今まで実施してきたものと変わらないと考える。市教委としてこの夏休みに對策を強化した事の具体例を示してほしい。また、「ハイブリッド授業」については校長会への提案もなしに現場に下ろされている。誰がいつどのように検討し決定したのか。その経緯を明らかにしてほしい。

6 「ハイブリッド授業」を巡っては学校間での対応に温度差がある。例えば、「できる限り登校をするように。オンラインはしないように。」というところもあれば、「みんな、できればオンラインで」等の指示が出されている。このような実態をどう考えているのか。

7 どこの職場でもワクチン接種、PCR検査と待機期間（家族も含めて）、体調不良などで教員が出勤できない状況がある。今後感染拡大による学級閉鎖等が生じた場合も当該学級の担任や学校職員が出勤できない事が予想され、学校全体の「ハイブリッド授業」が実施困難になることがあり得る。その場合、市教委は、学校や保護者に対してどのような対応をするのか。また、感染が広がり休校等の措置をとらなければならなくなったらときに、全面オンライン授業を行うことがあるのか。その際、どうしても子どもを預けて働かなくてはならない家庭に対して、昨年度の分散登校の時のように子どもを学校で預かり面倒をみる、または、午前中から学童保育所を開所してもらう等の措置を検討しているのか。

8 「ハイブリッド授業」を行うに当たって、私たち教職員に2日の準備期間しか与えられなかったのはなぜか。教職員の準備を考慮した計画的な提示はできなかったのか。また、機材やネットワーク環境の不足・不備、十分な人的配置をしない中の実施で、教職員の超過勤務につながると考えなかつたのか。私たち教職員の働き方を考慮していたのか。

後れをとっているワクチン接種

等の従事者・児童福祉施設に設けられた学校関係者の接種を早急に実施

子どもの新型コロナウイルスワクチン接種については、ワクチンの接種年齢に該当しない幼児・児童がいることや、接種に關して慎重に実施されることが望ましいと考えられています。従って、周囲の成人が免疫を獲得

することが重要と判断し、学校関係者及び児童福祉施設等の従事者について優先接種を行うことが必須であります。

夏休み前に、さいたま市の教職員の優先接種のアナウンスはあつたものの、すべての職場になか

めた。9月に入り、一回目、二回目の接種の教職員が、若い層を中心によく実施されてきました。しかし、若い人はせつからく接種できても副作用が比較的強い例が多く、そのための休養が必要です。

入れるのはさいたま市の肝心の予防接種ですが、後れを取ってしまったのが悔やまれるところ



次は「12歳以上の若年層」に

一日も早い、教職員の予防接種の実施が強く望まれます。

ができるよう、今度こそスピーディーな取り組みを願います。

なが漫透しませんでした。
そのため多くの教職員は、2学期になってようやく予約がとれるようになります。

職場にもいます。そのための自負計画、ハイブリットの代替計画と、混乱のもととなっていました。

何でも真っ先に取り組み始めていました。国

の自治体では、12歳以上の若年層にも優先接種報道によりますと、全として、接種券の配布が始まっています。家庭の状況を考慮して、希望する対象者にワクチン接種